

## 「松本 幸夫」に対する行政処分の概要

### 1 処分対象者

松本 幸夫 (まつもと ゆきお) (以下「松本」という。)

### 2 処分(命令)の内容

松本は、令和7年1月29日から令和8年7月28日までの間、特定商取引に関する法律(以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する訪問販売(以下「訪問販売」という。)に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員(法第8条第1項に規定する役員をいう。)となることを含む。)を禁止する。

- (1) 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

法第8条の2第1項第1号

### 4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、ワンエイト株式会社に対し、法第8条第1項の規定に基づき、同事業者が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 松本は、代表取締役として同事業者が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。